

国の昇格と国府の変容

米 倉 二 郎

【要約】 国には大上中下の等級があった。それに応じて国司の定員および公廩稲の束数などが段階的に規定されていた。それらの変遷を通じて国格の昇降を推定し得る。他方国府の規模も原則的に大・上国では方八町、中国は方六町以下、下国は方五町以下であったと判断される。そこで国の等級が上った場合国府の規模が拡張された可能性が考えられる。すなわち周防・肥前・阿波・筑後・豊後の諸国府について方六町より方八町への拡張を推定し、尾張・甲斐・若狭・備後・安芸・豊前の諸国府については新国府の立地移動について既往の諸説を検討した。

史林 六六卷二号 一九八三年一月

はじめに

令集解職員令によれば国には大上中下の四等級があり、それに応じて職員およびその位階が規定されていた。すなわち大国では守一人、介一人、大掾一人、少掾一人、大目一人、少目一人、史生三人。上国では守・介・掾・目各一人、史生三人。中国では守・掾・目各一人、史生三人。下国では守・目各一人、史生三人であった。その他国博士、医師は国別に各一人を置かれたが国学の学生は大國五十人、上國四十人、中国三十人、下國二十人であった。医生は各五分ノ四を減ずるとあるので大國十人、上國八人、中国六人、下國四人であつたろう。

諸国の史生については神龜五年八月九日の格によって大國五人、上國四人、中国三人、下國二人に改められたことが続日本紀宝龜十年五月条に記されている。その他の国司の名称、定員についても多少の変遷があつたことは続日本紀以降の

史料に散見するところであるが、野田嶺志氏^①はそれらの史料から国の等級はほゞ宝龜年間に確立するに至ったであろうとの注目すべき見解を示された。

国の等級に応じて数量が規定されたものに公廩稲がある。これを出挙してその利の一部は守以下の国司に按分されるものであった。

続日本紀天平十七年（七四五）十一月条によれば諸国の公廩稲について大国は四十万束、上国は三十万束、中国は二十万束（なかんずく大隅・薩摩両国は各四万束）、下国は十万束（なかんずく飛弾、隱岐、淡路三国は各三万束、志摩国、杵岐島は各一万束）と見えている。これらを表示すれば表1の如くである。

さて諸国の等級と公廩稲が全国的に判明するのは延喜式民部上の記載で表二のh・g行の如くである。これによると国の等級と公廩稲の束数との関係が奈良時代（おそらくは国郡制発足時と異っている。これは公廩稲の束数が延喜式の編纂された平安時代延長五年（九二七）までの間に改変が行われたかあるいはこの束数規定は変更されず等級だけが無関係に昇降されたかの何れかであったとしなければならぬ。

さて野田氏は国の等級の固定した時期の究明に主眼を置かれたが、この小論では等級の変動に重点を指向し、さらにその地理的分布というか国々について国格の昇降を先ず明らかにしたい。

これについては既に山田英雄氏が^②国別に史料を博搜されて明かにされたものが二十数国に及んでいる。しかしまだ不明な国々も多いのでこれらについては推定をも交えながら統計的に全国的に展望する。

表1 国の等級別職員と相当位階及公廩稲束数

	守	介	掾	目	史生	学生	医生	公廩稲 (束)
大 国	1人 (従五位)	1人 (正六位)	大掾 1人(正七位) 小掾 1人(従七位)	大目 1人(正八位) 少目 1人(正八位)	3人	50人	10人	40万
上 国	1人 (従五位)	1人 (従六位)	1人 (従七位)	1人 (正八位)	3人	40人	8人	30万
中 国	1人 (正六位)		1人 (正八位)	1人 (大初位)	3人	30人	6人	20万
下 国	1人 (従六位)			1人 (大初位)	3人	20人	5人	10万

表2 国の等級変動と国府規模

国別	a 六国史等 所見等級	b 律書殘篇職員	c 相当位階	d 推定 等級	e 弘仁式公廩(万束) (括弧内天平 時例外規定)	f 等級 推定	g 延喜式公 廩(万束)	h 延喜式 綬等	i 推定初 期等級	j 等級変化	k 国府規 模 町×町
畿内	山城	上	守介	大少目	四位以下六位以上		15	上	下		8×8
	大和		守介	大少目	四上六		20	大	中		
	河内		守介	大少目	四下		15	大	下		
	和泉	中→下	守介	大少目	五下六上		8	大	下	下→中→下	5×5
	摂津	上→大	守介	大少目	四下六上		18.5	上	下	上→大→上	
	伊賀		守介	大少目	五下六上		13	下	下	下→中→下	4×4
	伊勢		守介	大少目	五下六上		30	大	上	上→大	8×8
	志摩		守介	大少目	六下七上	(1)		大	下		
	尾張		守介	大少目	五下六上		20	上	中	中→上	4×4, 8×8
	参河		守介	大少目	五下七上		20	上	中	中→上	5×5
東海	遠江	大→上					28	上	中	大→上	5×5
	駿河	中→上					25	上	中	中→上	5×5
	伊豆	中→下					6.5	下	中	中→下	
	甲斐	下→中→上					24	上	中	下→中→上	4×4, 6×6(8×8)
	相模						30	上	上		8×8
	武蔵	上→大	介		六下		40	大	大	上→大	
	安房						15	中	大	下→中	5×5
	上総	大					40	中	大		
	下総	上→大					40	大	大	上→大	
	常陸						50	大	大		9×9
東山道	近江						40	大	大		8×8
	美濃	大				40	大	大	大	大→上	8×8
	飛彈					(3) 5	4	下	下		
	信濃					30	上	上	上		6×6
	上野	上→大				40	上	上	大	大→上	
	下野	上→大→上				30	上	上	上	上→大→上	8×8
	奥陸					60	上	大	上		8×(8+2)
	出羽					20	大	中	上	中→上	
	若狭					9	中	中	下	下→中	2×2, 6×6
	越前	上→大	守介	大少目	五下七上		50	大	大	上→大	8×8, (8×9)
北陸	中→上						30	上	上		

道	能登	中→上					20		中	15	中	中	6×6
	越中	上→大→上					20		中	30	中	中	6×6
	後上	下→中	掾	目	六下	下	31		上	33	上	上	上→大→上
	佐渡		介	目	六下七上	中	8		下	8	中	下	下→中
	丹波	中	介	目	五下	中	30		上	25	上	上	中→上
	後丹	中→上	守	目	五下六上	上	16		上	17	中	下	下→中
	馬但		介	目		上	34		上	34	上	上	中→上
	因幡		介	目		中	35		上	30	上	上	中→上
	伯耆					上	25		中	25	上	中	中→上
	出雲					中	26		中	30	上	中	中→上
道	石見						16		下	15.5	中	下	下→中
	隱岐						(3) 4		下	4	下	下	6×6
	播磨	守	目	五下六上	上	47		大	44	下	大	下	4×4
	美作	介	目	六下	中	35		上	30	大	上	上	8×8
	備前	介	目	六下八上	中	38		上	38	上	上	上	上→中→上
	備中						30		上	30	上	上	上→中→上
	備後	守	目	五下八上	上	24		中	24	上	上	上	8×8
	安芸						19		下	23	上	下	中→上
	周防	中→上					17		下	21	上	下	下→中→上
	長門	中					18		下	11	中	下	下→中
道	紀伊	守	目	五下	上	18		下	17.5	中	下	下	下→中→上
	淡路	下→中	目	七下初上	中	(3) 4.5		下	4.5	下	下	下	6×6
	阿波	中→上	目	六下八上	上	25		中	20	上	上	中	中→上
	讃岐		目	五下八上	上	35		上	35	上	上	上	(6×6), 8×8
	伊予		目	五下七上	上	35		上	30	上	上	上	6×6
	土佐						20		中	20	中	中	8×8
	筑前						20		中	20	中	中	中→上
	筑後						20		中	20	中	中	中→上
	豊前		目	五下	中	20		中	20	中	中	中	中→上
	豊後	守	目	五下八上	上	20		中	20	中	中	中	4×4(6×6), 6×6(8×8)
道	肥前	上→大	目	五下八上	上	20		上	20	上	上	中	(5×5), 8×8
	肥後		目	五下八上	上	40		大	40	大	大	上	8×8
	日向		目	五下八上	中	15		中	15	中	中	下	8×8
	大隅	守	目	五下	中	(4) 6		下	8.5	中	中	下	6×6
	薩摩	中	目	五下	上	(4) 6		下	8.5	中	中	中	6×6
	老						(1) 5		下	5	下	下	
	岐												
	对												

一 国司定員から見た国等級の変動

養老五(七二二)年から天平九(七三七)年までの間に編纂されたとされる律書残篇に約三十国の郡郷数とともに、その職員の数、相当位階などが録されている。尤も国司四等官の部は仁寿三(八五三)年を遡らない後からの追記とする説もあるが、職員令の規定と多少の異同がある。これらを表2のb行c行に表示した。さらにこの職員に相当する国の等級をd行に示した。これを延喜式に記される諸国の等級(表2のh行)と比較するとかなりの変化があったろうことが知られる。それらは何時どのような行われたであろうか。

つぎに国の等級変動を直接記す史料、また欠除定員の充足など間接的に等級の昇降を知り得る史料を列挙すれば次の如くである。

- (1) 但馬肥前加介一人、出雲讚岐加目一人 (統日本紀 天平宝字元年五月条)
- (2) 始置伊勢少目二員、参河大少目員、遠江少目二員、駿河大少目員、武藏、下総少目二員、常陸少掾二員、少目二員、美濃少目二員、下野大少目員、陸奥、越前少目二人、越中、但馬、因幡、伯耆大少目員、播磨少目二員、美作、備中、阿波、伊豫、土佐大少目員肥後少目二員、豊前大少目員 (統日本紀 宝龜六年三月条)
- (3) 以肥後国為大国 (日本紀略 延暦十四年九月条)
- (4) 定越中国為上国 (日本後紀 延暦二十三年六月条)
- (5) 上野国元上国今改為大国 (日本後紀 弘仁二年二月条)
- (6) 加賀国定上国事 (類聚三代格 天長二年正月十日官符)
- (7) 增加出羽国官員事 大少目各一員元員一人、今加一人、史生四員元員三人、今加一人 (右同 天長七年閏十二月廿六日太政官奏)
- (8) 応加置周防国目一員事

前略 此國與阿波國共上國、而彼國有大少目、此國只有一員、下略（右同 嘉祥二年三月廿八日官符）
(9) 応加置甲斐國目一員事

前略 周防阿波等上國皆有大小目、而至此國唯置一員（右同 仁壽二年二月廿二日官符）
(10) 加増駿河安芸紀伊三箇國目各一員事 元一員今加一員

右案令条、大國大小目各一人、上國目一人、而檢案内、尾張、參河、豊前、豊後等惣廿七箇國、並居上國、有大小目、是則時々議奏所加置也、而件三箇國、猶依旧無加……（右同仁壽三年六月太政官奏）

(11) 応加置下野國掾一員事

前略 宜加置件員為大小掾（右同 天安二年四月十四日官符）

(12) 加置諸國介掾事

甲斐國 周防國 右上國、今置介

能登國、丹後國、石見國、長門國、土佐國、日向國 右中國今置介

飛驒國、右下國、今置掾

以前謹案令条、上國有介、中國無介、下國無掾、今件等國或前為上國、未備介職、中畧伏請、甲斐、周防新備介職、自余中國同置介、下國又置掾、中略 但至干安房、若狹、佐渡、大隅、薩摩、志摩等國、雖有中下之名、不足備介掾之職、仍不入此等例 下略（同右 貞觀七年三月九日太政官奏）

(13) 凡諸國史生者、大國五人、上國四人、中國三人、下國二人、但遠江、美濃、讚岐等國准大國、甲斐、出羽、安芸、周防、紀伊等國准中國、土佐國准上國、若狹、佐渡國准下國（延喜式 式部上）

以上の諸史料から國司の定員規定の変遷を知ることができる。職員令では中國の場合は介を、下國の場合は介と掾を欠くのであったが、律書殘篇では中國の場合守の代りに介を置いたものが多い。しかし(11)では後世貞觀年間に至ると上國で

ありながら漸く介を置いた国がある一方で能登以下六ヶ国は中国であるが介を置くことに改められた。

掾は大国の場合大少掾二人、上中国では一人が置かれ、下国ではこれを欠く規定であった。律書殘篇では下国の場合守、介の代りに掾を置いた国があったが後では下国の佐渡、隱岐、飛彈などにも掾を置くようになった。

目については当初大国に大少目二員が置かれた他は上国以下すべて一員であった。しかし律書並に(2)・(9)によれば上国にも二員が置かれるようになった。

史生は令では国の等級に関係なく各国とも三人であったが神龜五年八月には、大国四人、上国三人、中下国二人にvari(統日本紀)、さらに宝龜十年五月では大国五人、上国四人、中国三人、下国二人に改められたこと前述の如くである。これは延喜式の式部上の記載に一致するのでその間に變化しなかったことと考えられる。

(1)は但馬、肥前二国が介を欠いた中国の等級から新たに介を加えて上国に昇格したことを示すであろう。出雲、讃岐が目一人を加えたことは既に上国であったが目の定員がこれまで一員であったところに一員増員したもので国の等級変化には及ばなかったようである。(2)に挙げられる諸国の定員増も多くは出雲の場合と同じであったろうがなかには昇格したのもあったかも知れないがこの史料のみからは判別できない。

(3)・(4)・(5)・(6)では肥後と上野が大国に越中、加賀が上国になったことが明記されている。

(10)によれば仁寿三(八五三)年には尾張、参河、豊前、豊後など廿七箇国は上国であったという。駿河、安芸、紀伊もその中に入ったようだが目一員で他に比べて一員すくなかったのをそれを加えたという。さらに(9)・(12)では周防、阿波、甲斐も上国であったことが知られる。

さらに(12)に至って甲斐と周防とは上国に列しながら介を欠いていたがこの年始めて定員を完備した。能登、丹後、石見、長門、土佐、日向は中国であるから介は置かれていなかったのに新たに置く、飛彈は下国で掾はなかったけれども今置くことにした。これは貞觀七(八六五)年のことで国の等級による職員定員を越えて介や掾を置くに至った。政務の多忙もさ

ることながら、獵官運動の熾烈化などによることが大であろう。

一般に律令政治の発足時には律令の諸法規の嚴守を心懸けたであろうが、時がたつに従って地方の実状に合致するよう運用面での考慮が加えられ、やがて法施行の細則の変更となり、政道の弛緩によって法規と實際の乖離となり遂に律令体制の崩壊に至つたであらう。

従つて国司定員の変動と国等級の昇降との関係も時期の古いものほど関連性が大きく後期に至つては必しも相關的に変動しなかつたことが注意される。

これら史料の上で知ることのできる諸国の等級ならびにその変動を前述山田氏の考証をも参考して表2のa行に表示する。これを律書殘篇職員による等級と比較するに變動の前か後に合致する。そこで六国史などに記載されていない諸国の等級についても律書殘篇のそれを当てはめても大過なきものと考えられる。

二 公廨稻から見た国等級の変動

公廨稻の束数は前述の如く国の等級に応じて段階的に規定されていた。さて延喜式に記載されている国の等級と公廨稻束数は初期の規定からはずれているものが多い。それで公廨稻の束数が国によって変遷したか、或は束数規定そのものが改変されたかを検討して公廨稻を通して国等級の変動を見ることにする。

さて諸国の公廨稻の統計として延喜式よりさかのぼるものに弘仁式（弘仁十一年 八二〇撰）の主税式がある。残念乍残欠で畿内および東海道諸国を欠いているがその他の諸国について束数が知られるのでこれを表2のe行に表示した。なお、数字に括弧をつけたものは天平十七年の例外規定によるものを示す。

この弘仁式公廨稻を延喜式（表2のg行）のそれと比較するに陸奥と出羽が二十万束前後大幅に増大している。これは奥羽経営の進展の爲であろうし、越前の五十万束が四十万束に下げられたのは加賀分国の結果であろう。その他美濃と上野

が各四十万束から三十万束に下げられた他は殆んど同一か五万束以内の変動にとどまっている。従って公廩稲については特殊の国を除いて弘仁式と延喜式の間に着しい変動がなかったと見做すことができる。このことはさらに遡って公廩稲は例外の国を除いて天平十七年来あまり変らなかつた国が多かつたのではないかと考えてみる事ができよう。

公廩稲による国の等級付けは天平十七年来不変であつたと仮定して、この弘仁式公廩稲量から当初の国の等級を推定したものが表2のf行である。これと律書殘篇職員から推定された国の等級が判るものと比較する。後者の職員が仁寿三(八五三)年をさかのぼり得ないとすれば弘仁式のそれより三十年位後のものであることになる。丹波、美作、備前が上国より中国に降格されたとしなければならぬ反面、肥前や備後は中国より上国に昇格されたとしなければならぬ。

この中で但馬と肥前については前述の如く天平宝字元年に介を加えそれまでの中国からこの時に上国に昇格した筈で、そうすると弘仁公廩稲二十万束というのはおそらく創設当初からの割当で中国に相当したのであるが公廩稲の多寡による格付けは逸早く徹廃された如くである。この他にも前述の如く周防国が貞観七(八六五)年に介を加えたことで上国に列した年がわかり弘仁公廩の十七万束は天平の基準では下国相当であるからそれまでに中国に昇格されていた筈で公廩稲と等級の対応は早く廃絶したと思われる。

そこで弘仁稲不明の諸国については延喜稲をもって弘仁稲のさらにさかのぼって創設時の束数に近いものとしてそれによって創設時の国の等級を考へることが許されるであろう(表2のi行)。律書殘篇から中間の変動が知られる国々と合せて考察すると、畿内と東海道諸国及び西海道の辺疆諸国の中には公廩稲量に比べ職員がはるかに充実している例が多く、これは帝都に近接する諸国について特別の考へが加えられた為であろうし、また西海道の南九州の諸国については辺疆としての考へがあつたことを示すものと思われる。

さらに国司の位階から国の等級を判断することができる筈であるが、国守は従五位が最も多く六位の国守は殆んど知られない。職員令の規定では大国・上国の守が従五位で中国・下国のそれは正六位・従六位であるが、これが見えないのは

規定よりも高位の保持者が任命されるのが普通となったことによるであろう。

以上のことから畿内および辺疆諸国はしばらく措いて、その他の諸国の中では安房・若狭・佐渡・長門・丹後などは下国より中国へ、甲斐・出羽・越中・丹波・美作・備後・安芸・周防・紀伊・阿波・筑前・筑後・豊前・豊後・肥前などは中国より上国へそれぞれ昇格されたと考えることができよう。このうち公麻呂二十万束未滿のために下国とした国々があるが、二十万束に近似する場合は中国として認められていたかもしれない。かくて国の等級変動は四十ヶ国に及ぶと推定し得る。もとより史実に明証あるものを除き、半ば仮説であって各国の遺跡の検証に資せんとするものである。

三 国府の規格

平城京、平安京をはじめ藤原京、難波京など中央帝都の条坊即ち都市計画が明らかにされる一方で大宰府や周防国などの地方都市の条坊も次第に推定されるようになった。まだ不明なもの、一つに帰結されないものなどすくなくないが、これまで想定されたものを藤岡謙二郎氏の『国府』^④その他の資料によって表2 E行に表示した。

これを延喜式による国の等級と比較考察するとその間に大まかな関連が存在することが観察される。まず下国の場合筆者は和泉について方五町と判定したが^⑤隠岐では方四町であるようである。伊豆について藤岡氏は方六町と推定したが、それでは国分寺が府域内に入ることに疑問を残されているように、やはり五町以下とすべきであろう。その他の下国で方五町を越えるものは見当らない。従って下国の規格は方五町以下であったろう。

中国の場合、長門や佐渡は方四町、安房、丹後では方五町らしいが能登、石見、大隅、薩摩などでは方六町とされる。しかし方六町を越えるものはなさそうで方六町以下が中国の規格であったろう。

上国については周防の国衛土居八町の所伝を拠り所として、また諸国に方八町と称する地名の遺称などから方八町の境域が推定されたものが多い。従って方八町を以てその規格とすることができよう。勿論地形的にまたその他何等かの原因

で方八町を限ることが困難な場合はそれ以下の場合もあり得た筈である。遠江・駿河・出羽・因幡・伯耆・美作など方六町また方五町と推定されているものがある。

大国については近江・播磨・肥後など方八町の規模が推定されている。越前は八町に九町、常陸は方九町との説もある。陸奥の国府である多賀城は方八町を基礎としながら地形に影響されて稍大きな不整形の輪廓を示す。

以上を総括すると国府には下国の場合方五町、中国の場合方六町、上国・大国の場合方八町と大体の規格が存在したようである。地形その他の理由で規格に達し得なかった国々もあったようであり、大国の場合方八町を越える規模を持ったものも存在したかもしれない。

四 国府の拡幅

以上に述べた如く国の等級に従って国府の規格が存在したとすれば国の等級が変化した場合殊に下国から中国へ、中国から上国へなど昇格の際国府のプランには変化がなかったであろうか、一般に国等級の昇降は奈良時代の末から平安時代の初にかけて行われたようで律令体制が尚堅持されていたので国府も昇格の際は上級の規格に拡大された場合が多かったのではないかと考えられる。その場合既存国府を拡幅した場合と新たに地を相して新国府を設けて移転した場合があったろう。

まず既存国府の拡幅が行われたと考えられる国府の例をあげよう。

1 周防 周防の国府は国府研究の発端となったところであり、その拡幅についての詳論は地理科学三七卷二号(一九二二年五月刊)に発表した^⑥が、この小論でも、他国府への推論の前提となるので要説する。

周防国府は防府市の東部に古来国衙土居八町と称される地域で三坂圭治氏「周防国府の研究」(昭和八年)によって広く知られることになった。筆者は、その周辺の条里を復原してそれとの関連で周防国府の条坊を考えた。戦後齊藤忠博士指

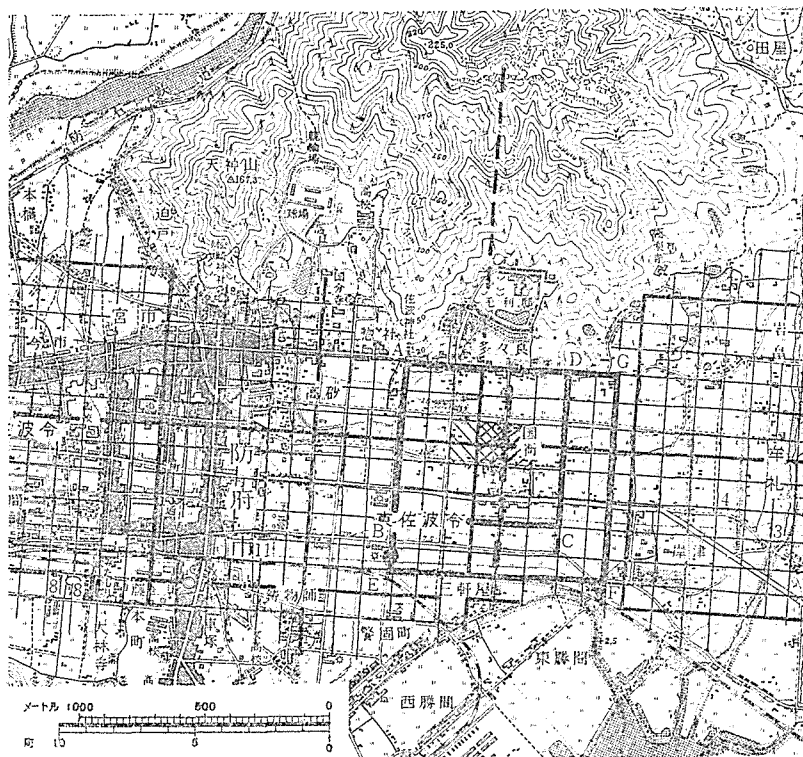


図1 周防国府と条里

3:三ヶ坪 4:四ヶ坪 8:八ヶ坪 11:十ヶ坪
A B C D 初期の国府域 A E F G 拡幅後の国府域

導のもとに大規模な発掘調査が行われ、その成果は「周防の国衙」に纏められた。一九七三年から更に調査が再開され現在に至っている。

私案では六町方格の条里の交界点が宇国庁と宇国衙の中央に来るのでこの方二町を国庁址、それを中心として方敷町を国府の条坊としたものとした。

しかしこの条里の交点は方八町域から見るとその中心からはずれる。朱雀路とされる南北の中央道路は条里の南北基準線より一町東を通り整合的でない。

周防国がはじめ中国であったことは天平六年の正税帳に介を欠いていたことで明かである。前掲史料(1)によれば、嘉祥二年以前に上国とされていたがその年目一員を加え、同じく史料(4)によれば貞観七年介を加えてはじめて上国としての定員を充足した。従って周防国府

は創設に当っては中国として方六町の規格で計画されたであろう。すなわち条里の交界点を中心に方二町を国庁域に、さらに東西南北にそれぞれ三町をとる方六町域(図1のA B C D)が当初の規模であったろう。これは後の方八町域と比べるとその北辺と西辺とを共通にしている。

周防の上国への昇格年次は明かでないが貞観年間頃までに方八町に拡幅されたであろう。その際北辺は山脚追り、南辺に拡げる他余地がなかったので南辺に二町拡げただであろう。東西辺はどちらにも拡張可能であるが両辺に一町づつ拡げると新に外廊の築地など二辺に設けねばならないので一辺に拡げることとしたであろうし結局東辺に二町幅の拡幅を行って図1のA E F Gの方八町域となったであろう。

国府中央の南北中心街路つまり朱雀路は新八町域の中央を通るよう旧時の中心である南北条里の基準線より一町東に附替えたであろう。国庁域もこれにともなって東部に一町拡張したものと考えられる。府域中央右下りの斜線で示される方二町域が初期の国庁址で右上りの斜線で示される方二町域が後期の国庁址であろう。

2 肥前 肥前の国府址についてはこれまで多くの推定が行われてきた。⑩。その中で筆者は佐賀市北郊の川上(嘉瀬)川の溪口左岸の大和町の一帯、すなわち惣座、久池井、尼寺などの集落に互る方八町の地域を国府址に擬してきた。惣座は諸国の国府址に多い総社と同じく国司の参拝に便するため一国の神祇を合祀した神社に基くであろうし、尼寺は国分尼寺の所在からその名を得たもので、ここには印鑰社が祭られており国司が国の印鑑を保管した施設がやがて神社となったものであろう。そして惣座の地主宮を府域の西北隅とし、尼寺の印鑰社をその東南隅とする方八町が府郭の遺構と考えられる(図2のE F G H)。

佐賀県教育委員会文化課は昭和五十年来発掘調査を重ね遂に惣座の南、佐熊の北に近江国府址に匹敵する遺構を発掘するに至った。現在判明したもののだけで南北百余メートル、東西八十メートルの間に正殿を中心に前後殿と左右に脇殿、さらに南北門と築地垣を備えた国庁址(図2の黒色に塗りつぶされた場所)で南北の中心軸は真北に対し約九度西にふれている

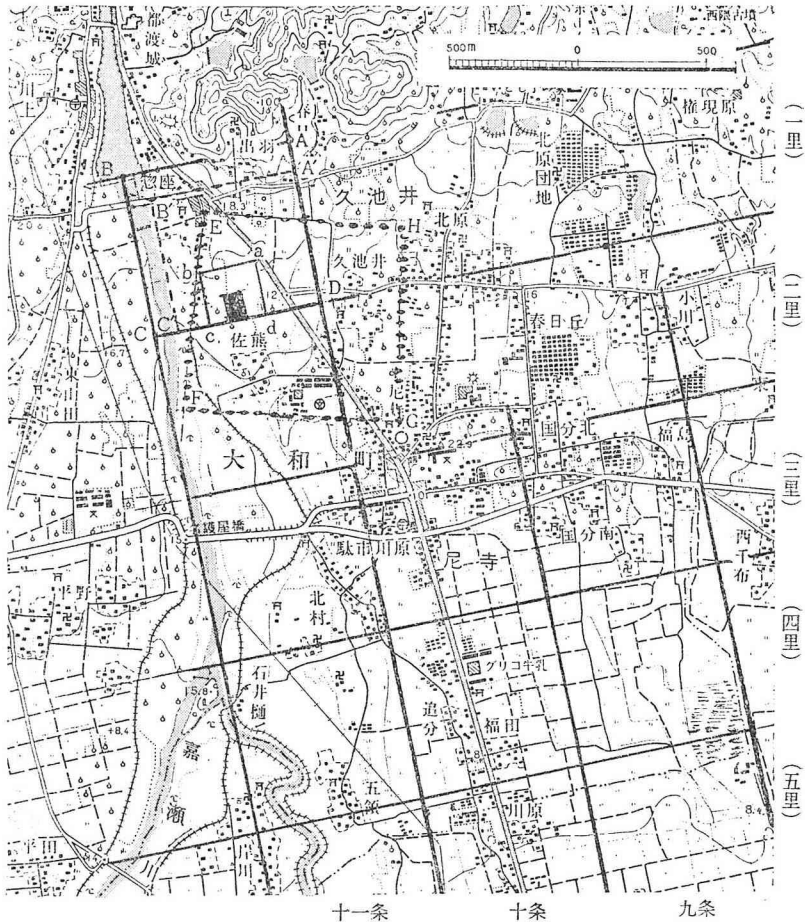


図2 肥前平野の条里と肥前国府
 初期の国府：ABCD（十一條一里）（実状はA' B' C' D' か）
 後期の国府：EFGH E：惣座地主宮 G：尼寺印鑰社

ようである。さて先に想定した方八町の遺構はほぼ正方位をもっており、この度発掘された国庁址の府廓とは考え難い。ところで肥前平野に展開する条里の遺構はこの付近で北十一度西位の南北軸をもち、この度の国庁址は条里との関係がより密接なものであったと考えられる。

肥前平野の条里についてはこれまで諸書^①に述べてきたが本稿に必要な限り再説すれば現存する畦畔、溝渠などの遺構、地名、川上神社文書を中心とする条里の記載など

から佐嘉郡の条里も東の神崎郡、西の小城郡に連続するもので条は郡の東端に始まり西に向って数え、坪並は東北隅を一ノ坪とし連続的に東南隅の三六坪に終る型式である。そこで里は北から南に数えた筈であるが数詞里名は佐嘉郡には遺存しない。

佐嘉郡の十条は川上川溪口左岸にある海拔百米の丘阜から南して佐賀市與賀神社に至っておる。この神域は条里施行時、川上川の沖積の最先端に位置していたであろう。肥前平野の幅員の最も大なる地点で、この平野の傾斜を代表するものとして南北の基準線にえられたであろう。この十条線から西に六町幅が十一条に当る。さて先述の方八町域内では道路、畦畔などの附替えが行われたらしいので南の条里遺構を北に延長して考察するに発掘された国庁址は佐嘉郡の十一条一里の三十四坪と三十三坪の坪界線にその中軸線が一致するようである。つまり東を限る十条線から三町西した線が中軸となり、南は一里と二里との里界線で限られる如くであり、近江国庁址などと同規模とすれば片域は三十四坪、三十三坪とその北に接続する二十七坪と二十八坪の四坪方二町とすべきであろう。国庁の位置が里界線の交点からはずれているのは川上川（嘉瀬川）の水運により近接した場所を選んだことが一因であろう。

この国庁域に相当する国府域は当初十一条一里の方六町域を考えたものではなかったかと思われる。しかし川上川が西辺に迫っており実際は東西五町に狭められ、北辺でも山脚突出して南北五町が利用し得る範囲で事実上方五町の府郭とすべきであろう。久池井の天満宮はこの推定府郭の東南隅に当り、出羽の八幡宮がその東北隅を占める位置にあるのも必しも偶然ではなからう（図2のA B C D、A' B' C' D）。

肥前の国は前述した如く始めは中国であったようである天平宝字元（七五七）年に介が任命され上国に昇格したのである。従って当初の肥前国府は方六町以下であったと思われるので発掘された国庁址相当の府郭として推定した方五町域が初期の国府址とさるべきであろう。かくて上国昇格によって方八町の府郭に拡張されたと考えられるが場所としては方五町の旧府郭を殆んど包含しその東辺と南辺に拡張することになったであろう。そして新府郭の方位がほぼ正方向に改められ、条

里を利用した旧府城の町割を廃して新たな道路網を設定したことと思われる。従来國府の条坊と周辺条里とが方位を異にする場合、正方位の國府が先に設置されたものと考えてきたがその逆の場合もあり得ることがここに注意される。方八町城の國府となった後の國庁の位置はなお不明である。最近國庁址から東三町に倉庫群と建物址が発掘された。方八町城の中央に当り後期の國庁の一部かもしれない。さきに発掘された國庁址からは七世紀中頃から十一～十二世紀に及ぶ土器が発見された。従って発掘された國庁址は上國昇格後もそのまま利用されたと考えられる。場合によっては町割までは変更したが國庁の施設は中國時代そのまま新な庁舎を別の場所に新設するに至らなかったこともあり得よう。

先の川上社文書によれば十一條に高市里がある。これは國府の市の存在による命名かと思われる。又同文書、承安三（二一七三）年の清原兼平畠地去渡状案によればその畠地は山田東郷川原村にあって東は限る小津溝、北は限る高瀬古大路、西は限る大川、南は限る府大路とある。現在山田は川上川右岸にあるが山田東郷は当時左岸の國府址一帯を称したようである。西は大川即ち川上川、東の小津溝は佐熊付近で川上川から東に分岐する市江川を指すようである。この北に高瀬古大路、南に府の大路があったことがわかる。つまりこの畠地は國府城の西南隅にあったようである。府大路、高瀬古大路など國府を中心とする交通路がなお機能していたことが知られる。

③ 阿波 阿波の國府は徳島市西部旧國府町府中とされてきた。先に田所市太、中井伊與太氏によって印鑰社を中心として正方位の方八町を推定された。私家（米倉説）に従って付近条里との關係から國府を追究された福井好行氏は名方郡一帯の条里を推定してその十九條と二十條の界線が印鑰社の東を通り、六里と七里の界線が伊予街道となつて十字路を作る。その交点を中心に条里地割に沿う方八町を國府城に推定された。この交点の北西の方一町を占める印鑰社地を國庁の西庁、東北の方一町の大坊の地を東庁とされた。

木下良氏は大縮尺の地図、地籍図、航空写真などにより詳細に検討され、この一帯には正方位をとる土地割と北約十度西の方位をとる条里地割とが重複して存在することを認められ結局田所、中井氏説を主とする方八町城を推定された。



図3 阿波国府の変容

初期 国庁：1 国府：ABCD

後期 国庁：2, 3 国府：EFGH

(1：印繪社 2：御所ノ池 3：城ノ内 4：北門 D：秋葉神社 F：天神社)

さて阿波国は律書残篇で守を欠いており当初中国であった。しかし前掲史料(1)に見える如く嘉祥二(八四九)年までに上国に昇格していた筈である。

筆者も最近阿波国府址を再調査して木下氏の推定が妥当なることを認めるものであるがこれは上国に昇格後の国府と判断される。正方位地割と条里地割の關係は同氏も推察された如く条里が先行しており、後に、これを部分的に正方位地割に改めているようである。

かくて木下氏が廃除された福井氏の条里地割に基く国府址が阿波の中国時代当初の国

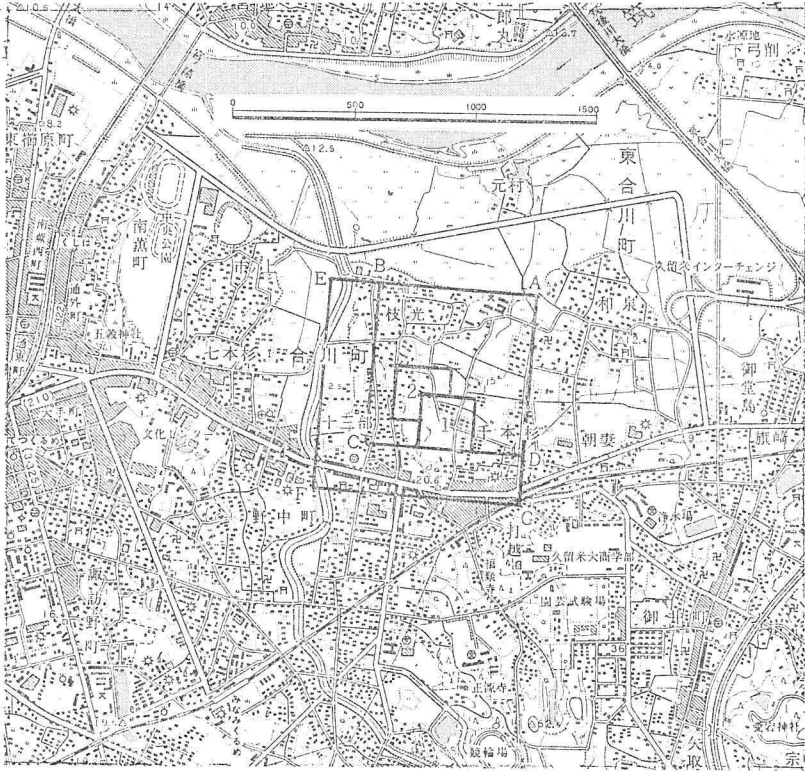


図4 筑後国府の拡張
 初期 国庁：1 国府：ABCD
 後期 国庁：2 国府：AEFG

府址として認められねばならない。ただしその大きさは方六町に訂正されるべきであり、印鑰社本殿付近が府域の中心になるようである。これによれば府中駅南の八坂神社が府域の東北隅に祭られてあり、小字北門は府域の北辺中央に当り、国府の北門が置かれた場所としてふさわしい。

すなわち阿波国府は当初条里地割を基礎に現在大御和神社と称している印鑰神社地をおそらく国庁として方六町の規模をもっていたであろう。上国に昇格されるに当り、社地の東北隅辺を中心として正方位の方八町の府郭を画定したようである。観音寺の南の天神社は新府域の西南隅に祭られたようである。そして新国庁はこの新府域の北辺中央部に移されたであろう。ここには小字城ノ内、

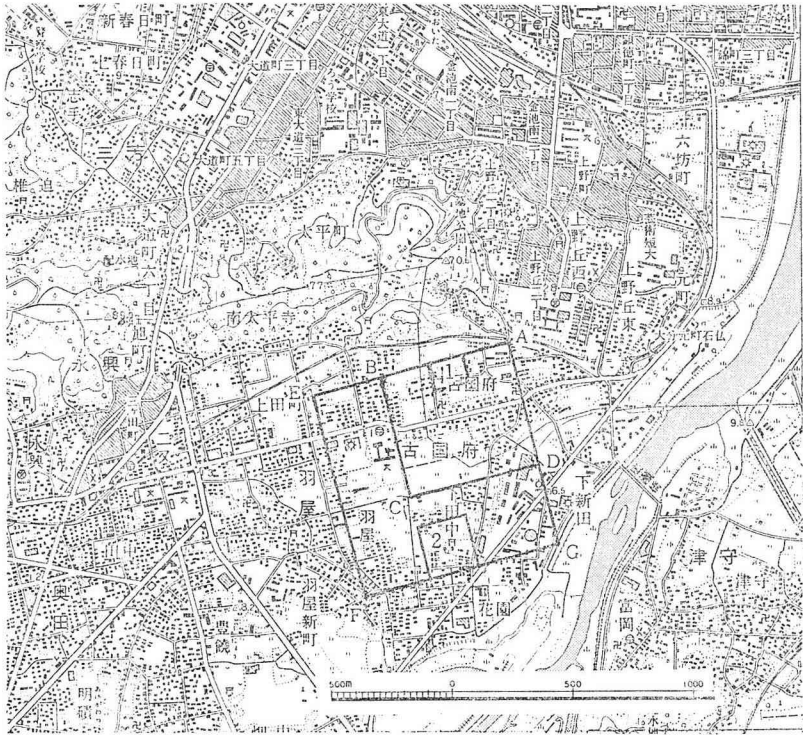


図5 豊後国府の拡張
 初期 国府: 1 国府: ABCD
 後期 国府: 2 国府: AEEFG

御所ノ池などがあり後期の国庁址と考えられる。

4 筑後 九州の諸国は大宰府によって画一的に統轄された。ただ肥後のみは公靡も他国の二倍四十万束で大国であった。大隅、薩摩は辺疆として公靡は小額であったが職員は充実していた。国の等級は豊前、豊後と共に中国とされた。肥前は前述の如く天平宝字元年に介を加えて上国となったものでそれまで中国であった。筑前、筑後も大宰府の膝元としておそらく中国として発足したのであろう。これが上国に昇格したのは割合に早く井上辰雄氏の筑後国正税帳の研究によれば天平十(七三八)年に既に上国の職員を備えていた。

さて筑後の国府は久留米市東部の合川町に擬せられてきた。昭和三十六年九州大学考古学教室により挿図2地点の一部に

当る阿弥陀寺遺跡が発掘された。さらに昭和四十七年度より久留米市教育委員会により発掘調査が継続されて今日に至っている。その報告書第十二集（一九七六年刊）「筑後国府跡(1)」では阿弥陀寺遺跡をほぼ中央にしてA E F Gの方八町の条坊推定を示している。

「筑後国府跡」第二六集（一九八二）ではその後の調査の進展を要約して先の方八町域のうち東北部分の方六町A B C Dを国府址としその南辺に接する中央方二町挿図の1地点を国庁域と推定した。まだ国庁の主要官衙遺址を発掘するに至っていないが官衙地区と考えられる遺跡群を発見し、その遺物は国府成立期のものと判定した。

他方先に発掘された阿弥陀寺遺跡の遺物は平安中期のおよそ十世紀から十一世紀を中心とするものであるという。このことから二六集の方六町域が当初の国府で、上国に昇格後西辺と南辺に拡幅が行われ十二集の方八町の国府が生れたのはなかろうか。そして中央南北のいわゆる朱雀路に当る道路は周防の場合と反対に西に一町移動させたであろう。国庁もそれにともない一町西に移されたとすべきであろう。

5 豊後 筆者は先に大分市古国府の南方五キロ大分川左岸印鑰社を中心として方八町の地域を国府址と推定した。これに対して木下良氏は古国府の街村を含む方五町を初期の国府ならんと推定した。豊後は豊前とともに律書残篇では守を欠き明かに中国であった。その後上国への昇格に当り国府の移転が行われたであろう。その時期について井上辰雄氏は延暦期頃と推定されている。

木下氏は豊後国府域を方五町と想定したがその南北の限界、国庁址について明確には断定しなかったが大凡図5のA B C Dの如き範囲を文句で示している。筆者の先の方八町プランは古国府街村の南に北辺を有するものとなったが、この街村は国府を貫通する道路として後期国府時代に引続き利用されたとすれば方五町区域を南辺と西辺にそれぞれ三町を拡幅してA E F Gとしたと考えた方がより妥当のように思われる。挿図では先のプランより三町ほど北部に移動させたものを示し、後期国庁の位置2はそのまゝである。その当否は将来の発掘に待つ他はない。

五 国府の移転

国府址の想定が一ヶ所にとどまらず複数ヶ所が挙げられる国々がある。信濃では諏訪との統合、分離に従って、つまり国域の変化に応じて国府が移動した^⑬。相模国府も三遷したが浅香山幸雄氏はその理由を一つには中央帝都により近い位置、二つには国内生産力の新中心の位置への移動としている。

国府推定地が相当の根拠を以て複数考えられる場合、その間に国府の移転が行われた可能性を検討して見る必要がある。この際国等級の変化が新国府の建設すなわち国府移転の契機となった場合が多かつたろう。

1 甲斐 山田氏^⑭は天平宝字五年十一月廿三日の甲斐国司解(大日本古文書四、五二四)に守、員外目、目のみが見えることから当時下国であったとし宝龜三年四月二十日(統日本紀)に掾の任命があったので中国となったとされる。そして前掲史料^⑮で仁寿二年までに上国になったことと考えられる。

さて甲斐の国府址としては東八代郡御坂町国衙に方二町ほどの周辺条里と方位を異にする一画がある。木下氏^⑯はこれを国府衰退期の遺址ならんとされている。

甲斐国分寺と同尼寺は一宮町国分にその遺址がある。近くの橋立社が総社とも伝えられるので国分寺建立にともなつてこの地に国府も移建されたとする説もあるという。

律令盛行期の国府址として木下氏は東山梨郡春日居町で大字国府、鎮目、寺本にかけて方六町域を想定した。笛吹川の旧河道北岸の低位段丘面に位置する。方六町の東外方に東西二町、南北三町の張出部を付加することも考えられるという。

甲斐国が下国から中国、上国へと三度国格を変えた度に国府の規模を拡大移転したとすれば国府址が三ヶ所あつてもおかしくない。その際は御坂国衙が下国時代、一宮が中国時代そして春日居国府が上国時代の国府址とさるべきであろう。あるいは中国時代既に春日居に移っていたとすれば方六町域が中国時代の規模で上国時代東方へ張り出し拡張が行われた

であろう。この張り出部は方八町へ拡張されたものが南辺と南東部が旧笛吹河道の側方浸蝕の結果消失したその残留部に当たるとも見做されるであろう。

2 尾張 尾張国は、天平六年十二月の正税帳（大日本古文書一、六二〇頁）に大目が見えるので既に上国であった。たゞ公廨稻二十万束が制定当初にさかのぼるものとすれば中国の束数であるから中国として発足したとすることができよう。

さきに尾張国府址について筆者は稲沢市の東海道線稲沢駅西方松下に方八町を推定した。さて水野時二氏^②によると稲沢市下津に方四町ほどの国府址が推定されるという。果して然りとすれば尾張国の中国より上国への昇格に従って下津国府址から松下国府址への移転があったと考えることができよう。

3 若狭 律書残篇で守介を欠ぎ下国であった。また史料^⑤で下国に准ずとされた。これは中国になったけれども史生の数は元の下国のまゝの二人に据え置かれたことであり、国の昇格が国府の拡大にまで及んだかは疑わしいところである。

若狭国府址として筆者は小浜市東郊の平野の中に位置する府中部落の小字北町、南町、東町、西町の方二町を中心とするものと考えた。藤岡謙二郎氏^③は府中ではせいぜい四町四方程度であるから上国たる若狭国府としては狭小であるからとして東南の微高地に方六町を推定された。これは辛じて中国になった同国を上国になったと誤解された為により広い国府域を推定されたと思われる。しかし中国に昇格したことによって府域を拡大移転したのであれば府中国府址から東南の方六町址に移ったことも考えられる。

4 備後 備後国は律書残篇の国司定員から上国であった。公廨稻二四万束が制定当初のものであるとすれば中国の制であるから、はじめ中国として発足し後に上国に昇格したものとされよう。

備後国府址としては神辺平野の西奥の府中市内に方八町域が源豊国氏^④により推定されている。さて国分寺はより東方の神辺町国分寺にあり、その南を方八町と呼んでいるので高垣不敏氏はこれを初期の国府址ならんとされた。山陽道との関

係位置から方六町域が妥当のようである。かくて方六町の神辺国府址から方八町の府中国府址への移転が考えられる。

5 安芸 安芸国は前掲史料⁽¹⁰⁾によれば仁寿三年上国ではあったが目一人であった。この年一人を加えて漸く上国としての定員を充足した。公廩稲は弘仁式一九万束、延喜式二四万束であったから制定当初はさらに低かったかもしれない。おそらく中国として発足し比較的遅れて上国となったようである。

国府址としては広島市内につゞみこまれている府中町⁽¹¹⁾に方四町が推定されている。発掘調査により奈良、平安初期の遺物が出土した。

なお国分寺と同尼寺址は東広島市の西条盆地にある。西条町がのっている丘陵上に方六町ほどの周辺と方位を異にする条坊の遺構を追跡することができる。筆者は先に広島県史では西条国府から府中国府への移転を考えたが国府規模からすればその逆とした方が当たっているかもしれない。

6 豊前 律書残篇からは中国であったことが知られる。前掲史料⁽¹⁰⁾によれば仁寿年間には既に上国となっていた。すなわち中国より上国への昇格が行われた国の一つであった。

豊前国府址として筆者は国分寺址惣社址のある豊津町国作に方敷町ほどの国府址を推定した。ついで平野邦雄氏は行橋市西郊津熊に方十町ばかりの周辺条里と異なるものを発見されこれを初期の国府址ならんとされた。木下氏は国作国府との比較からその逆が正しからんとされた。その後戸祭由美夫氏は行橋市弘磨園に方六町のより適当な遺構を発見された。そして国府の移転は須磨園から国作へ、さらに須磨園へと複雑なコースを辿ったとされた。

中国から上国への昇格に伴ったもののみについていえば国作国府から須磨園国府への移転を挙ぐべきであろう。

結 び

以上は国の等級と国府規模との関係から等級が昇格したと思われる国々の国府について拡幅を想定しまた拡大移転を検

討した。この他にも美作国府については高重進氏^⑧に近稿あり、筆者はその東道を得て現地を視察した。岡山県埋蔵文化財発掘調査報告書二四（一九七八）に示された国府址方四町域はほゞ正しく或いは東辺南辺にそれぞれ二町を加えた方六町であったかもしれない。そして美作も中国より上国に昇格したので、もし当初の国府が方四町であったならば右にあげた方六町に、またもし当初から方六町であったならばさらに東辺と南辺に二町づつを加え方八町に拡張されたかもしれない。とにかく国府拡張の例に加うる事ができよう。

丹波の国では亀岡盆地の中央屋賀に国府址が求められてきた。これに対して木下氏は盆地の西部亀岡市千代川町に方六町の遺構を国府址とし屋賀のそれは中世になって移転したものならんとされた。律令政治が衰微した平安末から鎌倉時代にかけては在庁官人として権力を握った土豪等によって国府が移動させられた例も多かったようである。律令盛行期の国府移転と区別しなければならぬ。ところで丹波国も中国から上国に昇格した国と考えられるので初期の国府の移転が行われた国の一つに入るであろう。屋賀と千代川の前後関係はなお検討を要しよう。

最後にこの小論では国の等級の昇格に伴う国府の変容のみを見たのであるが、その他の理由ことに自然災害による移転や修復が当然考えられねばならない。これについては木下良氏^⑨の研究があるのでそれに譲る。

- ① 野田嶺志 国の等級について 小栗田淳教授退官記念国史論集 昭和四五年。
- ② 山田英雄 国の等級について 古代学九卷一・二号。
- ③ 坂本太郎 律書残編の一考察 日本古代史の基礎的研究 一九六四年。
- ④ 藤岡謙二郎 国府 昭和四十四年。
- ⑤ 拙稿 古代の和泉地方に関する二、三の歴史地理的研究 史林二〇ノ一 昭和十年。
- ⑥ 拙稿 周防国府と糸里、再論―国府プラン拡張説の提唱 地理科学 三七ノ二、一九八二年。
- ⑦ 三坂圭治 周防国府の研究 昭和八年。
- ⑧ 拙稿 国府と糸里 史学研究 五七 昭和二十九年。
- ⑨ 防府市教育委員会 周防の国衙 昭和四十二年。
- ⑩ 佐賀県教育委員会 肥前国府跡Ⅰ 一九七八年。
- ⑪ 拙稿 肥前平野の糸里 地理論叢 五輯 昭和九年。
- ⑫ 郡郷と糸里制 佐賀県史上巻 昭和四十三年 三四〇頁以下。
- ⑬ 糸里制 上野村史 昭和五十四年 一六三頁以下。
- ⑭ 福井好行 阿波の国府と其附近糸里 阿波の歴史地理 第一 昭和

- 三十九年 三〇頁。
- ⑬ 木下良 国府と糸里との関係について 史林五〇卷五号 一九六七年。
- ⑭ 井上辰雄 正税殿の研究 昭和四十二年 二一五頁。
- ⑮ 拙稿 国府と糸里 第二報 広島大学文学部紀要 九 一九五六年。
- ⑯ 木下良 古代集落と交通路 同志社大社会学一ノ一 一九六五年。
- ⑰ 井上辰雄 前掲書 一八八頁以下。
- ⑱ 拙稿 信濃における首邑の変遷 地理論叢 七輯 昭和十年。
- ⑲ 浅香幸雄 国府の位置と相模国府の三遷 歴史地理学紀要Ⅱ 一九六〇年。
- ⑳ 山田英雄 前掲①。
- ㉑ 木下良 甲斐国府 (矢守一彦編 空からみた歴史景観 昭和五十一年 二七頁)。
- ㉒ 拙著 東垂の災落 昭和三十五年 二二九頁以下。
- ㉓ 水野時二 糸里制の歴史地理学的研究 昭和四十六年。
- ㉔ 拙稿 中世に至る若狭小浜平野の歴史地理 歴史地理 六六卷四号 昭和十年。
- ㉕ 藤岡謙二郎 都市と交通路の歴史地理学的研究 昭和四十二年。
- ㉖ 広島県 広島県史 原始・古代 昭和五十五年 一九六一二〇〇、二八七―三〇〇頁。
- ㉗ 広島県 前掲 二八七頁以下。
- ㉘ 拙稿 九州の糸里 九州アカデミー 昭和三十五年。
- ㉙ 平野邦雄 豊前の糸里と国府 九州工大研究報告人文社会局六 昭和三十三年。
- ㉚ 木下良 前掲⑩。
- ㉛ 戸祭由美夫 豊前国府考 歴史地理研究と都市研究上巻 昭和五十三年 六八頁以下。
- ㉜ 高重進 国府の形態に因する二つの問題 (松岡科研「瀬戸内海地域文化の特質に因する史的研究」報告書 一九七八年)。
- ㉝ 木下良 国府跡研究のこれから 史学雑誌八二ノ十二 昭和四十八年。
- ㉞ 木下良 災害による国府の移転 災害の歴史地理 (歴史地理学紀要 十八) 一九七六年。

(追記) 近刊『日本歴史地図、原始・古代編』(下) (柏書房、一九八二年)に国の等級とその変化が色分けて図示され概観に便利である。この小論では十分に参照する余裕なく、第二表との間に多少の異同がある。識者の叱正を請う。

(広島修道大学教授)

Это заключение получается на основе ряда фактов, как например, 1) две резолюции в десятом съезде РКП(б), строго обвиняющие «рабочую оппозицию»; 2) предложения Ленина о проведении чистки, в которых ярко отражается его идеологическая позиция; 3) резолюция саратовской партийной организации; 4) роль Центральной контрольной комиссии; 5) жалобы сторонников «рабочей оппозиции» в Нижнем Новгороде; 6) выступление члена Центральной проверочной комиссии Шкирятова; 7) заявления руководителей «рабочей оппозиции» на заседании комиссии ИККИ и т. п.

On the Enlargement of *Kokufu* 国府 Plan According to the Raising of Provincial Status

by

Jiro Yonekura

Ancient Imperial Japan was divided into about 70 provinces. They were graded in four grades, namely large, upper, middle and lower. The plan of *Kokufu* (Administration Center of province) was also graded. 8 *cho* (1 *cho* = 109 m) square for large and upper province, 6 *cho* square for middle, and 5 *cho* square for lower province.

When provincial status was raised, the plan of *Kokufu* would be raised accordingly. The author discussed plans of *Kokufu* of Suwo (present Hofu city), Awa (present Tokushima city) and Chikugo (present Kurume city) and concluded that plans were enlarged from middle rank to upper rank.

On the other hand, many other provinces which were ranked higher, established new *Kokufus* with larger scale at another places. The shiftings of *Kokufu* were discussed in Wowari (Aichi prefecture), Kai (Yamanashi pref.), Wakasa, (Fukui pref.), Bingo, Aki (Hiroshima pref.), Buzen, and Bungo provinces (Oita pref.).